

5月31日は世界禁煙デーです！

禁煙週間 5月31日～6月6日

禁煙週間のテーマ 「2020年、受動喫煙のない社会を目指して
～たばこの煙から子ども達をまもろう～」



Q 受動喫煙（じゅうどうきつえん）ってなに？

A 受動喫煙とは、他人の吸ったたばこの煙（副流煙）を周囲の人が吸い込むことです。
副流煙には、本人が吸い込むたばこの煙（主流煙）より
有害物質が多く含まれているため、受動喫煙による
肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群が
原因で死亡する人が年間 15,000 人と推計されています。



受動喫煙が引き起こす病気

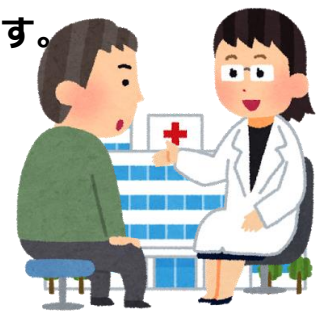
大人	妊婦と胎児	子ども
肺がん 虚血性心疾患 脳卒中 等 	低出生体重児 	乳幼児突然死症候群 ぜん息 中耳炎 等 

たばこをやめてみませんか？

今年の4月1日から、望まない受動喫煙の防止を図るため、飲食店も含む多くの人が利用する全ての施設において、**原則屋内禁煙**となります。
この機会に禁煙してみませんか？

たばこ代より
安い？！

禁煙外来を利用しましょう！



Q1 禁煙治療はいくらかかるの？

A1 自己負担3割の場合、約3ヶ月の治療スケジュールで**約2万円**。
1日1箱喫煙する場合（500円換算）、約3か月分のたばこ代（約45,000円）より
保険診療で禁煙治療を受けた場合の自己負担額のほうが安くなります。

Q2 県南にも病院はあるの？

A2 あります。福島県のホームページをご確認ください。

～福島県禁煙外来情報～

禁煙治療を行っている県内の医療機関をホームページで紹介しています。

右のQRコードをお手持ちの携帯電話やスマートフォンで読み取ってください！





はじまっています！ 望まない受動喫煙のない社会！

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行となり、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。

【ポイント1】様々な施設において、原則屋内禁煙

多くの人が利用する様々な施設において、2020年4月1日から原則屋内禁煙となります。

<p>病院・学校・行政機関</p>	<p>飲食店</p>	<p>左記以外の全ての施設 (事業所等)</p>
<p>原則敷地内禁煙</p> <p>ただし、必要な措置が取られた場所に限り、敷地内に喫煙場所を設けている施設もあります。</p>	<p>原則屋内禁煙</p> <p>ただし、国の基準を満たした各種喫煙室を設置している店舗もあります。また、条件を満たす小規模飲食店は経過措置期間中に限り、飲食しながら喫煙可能としている店舗もあります。</p>	<p>原則屋内禁煙</p> <p>ただし、国の基準を満たした各種喫煙室を屋内に設置している施設もあります。</p>

【ポイント2】20歳未満の方は喫煙エリアへ立入禁止に

20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、喫煙エリアへは一切立入禁止となります。

店内全て喫煙可能にしている飲食店の場合、20歳未満の方は入ることができません。



喫煙可能エリアへ20歳未満立入禁止の標示

【ポイント3】喫煙可能な設備を持った施設には、標識の掲示が義務付け

喫煙可能なお店や喫煙室がある場合、必ず標識が掲示されています。

飲食店等の施設（店舗）に入る前に喫煙環境を確認できるようになります。

このような標識を貼っていないお店は禁煙のお店だよ。お店に入る前に禁煙のお店か、喫煙室があるか確認できるね。



標識例



【ポイント4】義務違反時罰には罰則等が適用



違反した施設管理者には最大50万円



各種喫煙室が基準に適合しない場合は管理者に最大50万円



禁煙に違反して喫煙した人は最大30万円の過料

詳しい情報はこちらへ
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙

